

## 危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の基準（例）

形態 規制	許可が必要		届出が必要
	屋内貯蔵所 (独立平屋建の場合)	販売取扱所 (第1種)	少量危険物貯蔵所
数量	指定数量以上	指定数量以上 (第1種は15倍以下まで)	指定数量の5分の1 以上指定数量未満
壁	耐火構造	準耐火構造 (区画部分：耐火)	不燃材料
柱	耐火構造	規定なし	不燃材料
床	耐火、浸透しない構造、傾斜、ためます	規定なし（ただし、配合室は屋内貯蔵所に準ずる）	浸透しない構造、傾斜、ためます
屋根	軽量な不燃材	耐火構造又は不燃材料 (上階がある場合、上階の床は耐火構造)	不燃材料 (天井がない場合)
天井	設けることができない	不燃材料	不燃材料
窓・出入口	防火設備	防火設備	防火設備
採光・照明	必要	規定なし	必要
換気	必要（引火点70℃未満は強制換気設備とする。）	規定なし（ただし、配合室は強制換気設備とする。）	必要（引火点40℃未満は強制換気設備とする。）